

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置 第一節 基本指針（第四条） 第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置 第一款 生産調整方針（第五条―第七条） 第一款の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項（第七 条の二・第七条の三） 第二款 米穀安定供給確保支援機構（第八条―第十七条） 第三款 米穀価格形成センター（第十八条―第二十八条） 第三節 政府の買入れ及び売渡し（第二十九条―第三十三条） 第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出（第三十四条―第三十六条 ） 第五節 緊急時の措置（第三十七条―第四十条） 第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置（第 四十一条―第四十六条） 第四章 雑則（第四十七条―第五十四条） 第五章 罰則（第五十五条―第六十二条）	目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置 第一節 基本指針（第四条） 第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置 第一款 生産調整方針（第五条―第七条） 第二款 米穀安定供給確保支援機構（第八条―第十七条） 第三款 米穀価格形成センター（第十八条―第二十八条） 第三節 政府の買入れ及び売渡し（第二十九条―第三十三条） 第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出（第三十四条―第三十六条 ） 第五節 緊急時の措置（第三十七条―第四十条） 第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置（第 四十一条―第四十六条） 第四章 雑則（第四十七条―第五十四条） 第五章 罰則（第五十五条―第六十二条）

第一款の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項

(遵守事項)

第七条の二 農林水産大臣は、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、農林水産省令で、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷又は販売の事業を行う者がその業務の方法に関し遵守すべき事項を定めることができる。

(勧告及び命令)

第七条の三 農林水産大臣は、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が前条の農林水産省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その業務の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(米穀の出荷又は販売の事業の届出)

第四十七条 米穀の出荷又は販売の事業（その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満であるものを除く。第五十九条において同じ。）を行おうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

(米穀の出荷又は販売の事業の届出)

第四十七条 米穀の出荷又は販売の事業（その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満であるものを除く。第五十八条において同じ。）を行おうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所 二 法人である場合においては、その代表者の氏名 三 主たる事務所の所在地 四 その他農林水産省令で定める事項 2・3 (略)	一 商号、名称又は氏名及び住所 二 法人である場合においては、その代表者の氏名 三 主たる事務所の所在地 四 その他農林水産省令で定める事項 2・3 (略)
(都道府県が処理する事務等) 第五十三条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。	(権限の委任)
2 (略) 3 (略) 第五十六条 第七条の三第二項又は第三十八条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。	2 第五十三条 (略) 2 (略) 第五十六条 第三十八条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第五十七条 第二十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	第五十七条 第二十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
第五十八条 第五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の	第五十八条 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行った者は、五十万円以下の罰金に処する。 第五十九条 第五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の

報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行つた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十六条（第七条の三第二項に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 第五十五条、第五十六条（第七条の三第二項に係る部分を除く。）又は前三条 各本条の罰金刑

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三十五条、第三十六条又は第四十七条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第四十八条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十五条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三十五条、第三十六条又は第四十七条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第四十八条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者